

重要事項説明書【契約概要】

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 「重要事項説明書（契約概要）」のほか、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項は「重要事項説明書（注意喚起情報）」、支払事由やご契約についての重要事項については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので併せてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

● 基本事項

1. 保険商品の名称

正式名称	無解約返戻金型医療保険（2013）
ペットネーム	さいふにやさしい医療保険

2. 保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法等

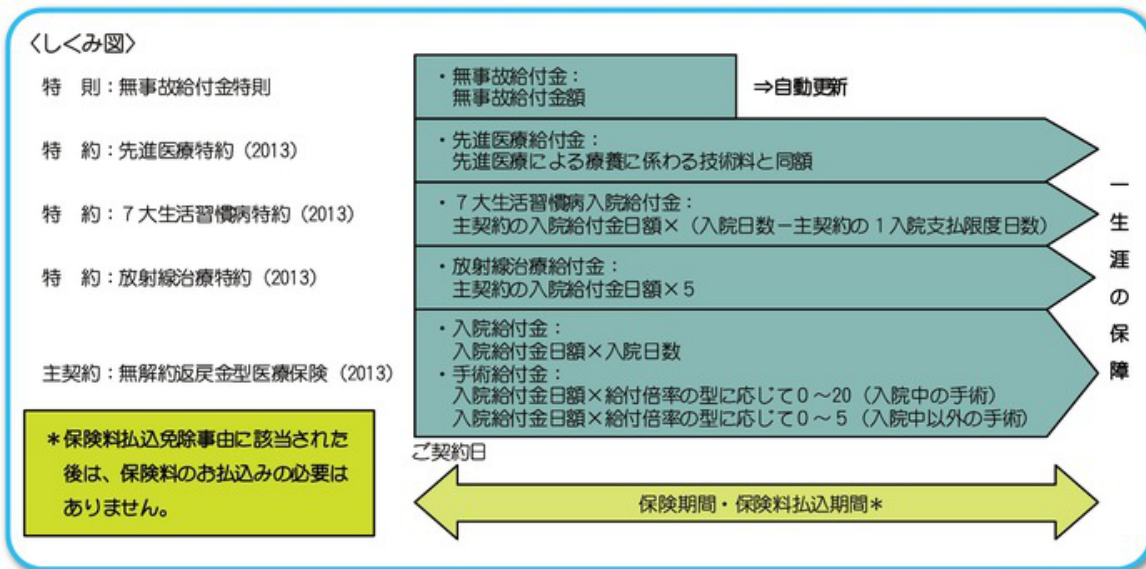
お申込みいただく保険契約のご契約内容については提案書または申込書でご確認ください。

3. 保険料

保険料は、被保険者の性別、契約年齢、保険料払込方法等によって異なります。個別の保険料については提案書または申込書でご確認ください。

● 保険商品の特長

- ・ 病気やケガの治療を目的とした入院・手術等に対する医療保障を主な目的とした商品です。
- ・ 保険期間は、終身タイプ（一生涯を保障）と有期タイプ（一定期間を保障）の2種類より選べます。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。



2. 主契約の保障内容について

● 支払事由について

入院給付金	○病気やケガの治療を目的として1日以上入院をされたとき 〔1入院の支払限度：30日、60日、120日のいずれか〕〔通算支払限度：1,095日〕
手術給付金	○病気やケガの治療を目的として所定の手術（※1）を受けられたとき ・入院給付金が支払われる入院中に受けられた手術：入院給付金日額×給付倍率の型に応じて0～20（※2） ・入院給付金が支払われる入院中以外に受けられた手術：入院給付金日額×給付倍率の型に応じて0～5（※2）
死亡給付金	○被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡されたとき（※3）

※1 「所定の手術」とは、以下のいずれかに該当する手術のことをいいます。

- (1) 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為
- (2) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為
- (3) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）別表11に定める先進医療に該当する診療行為

*一部対象とならない診療行為もありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

※2 手術給付金の給付倍率は、給付倍率の型によって異なります。（I型の場合、手術給付金の保障はありません。）

給付倍率の型	I型	II型	III型	IV型
給付倍率（入院中）	0倍	5倍	10倍	20倍
給付倍率（入院中以外）	0倍	5倍	5倍	5倍

※3 この保険の死亡給付金は以下のとおりです。

	死亡給付金
全期払	・保険期間を通じて死亡給付金はありません。
短期払	・保険料払込期間中の死亡：死亡給付金はありません。 ・保険料払込期間満了後の死亡：入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。（保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。）

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

● 免責事由（支払事由に該当してもお支払いできない場合）について

入院給付金 手術給付金	(1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の精神障害を原因とする事故 (4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7)被保険者の薬物依存（災害入院給付金は除く。） (8)地震、噴火または津波（※） (9)戦争その他の変乱（※）
死亡給付金	保険契約者または死亡給付金受取人の故意

※ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その影響の程度に応じ、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります。

● 保険料の払込免除について

保険料払込期間中に以下のいずれかに該当したときは、以後の保険料の払込が免除されます。

- ・責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（※1）に該当したとき
- ・責任開始日または復活日以後の不慮の事故による傷害を原因として、事故日から180日以内に所定の身体障害状態（※2）に該当したとき

※1 所定の高度障害状態については、「主約款（別表3）対象となる高度障害状態」をご参照ください。

※2 所定の身体障害状態については、「主約款（別表4）対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

3. 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。

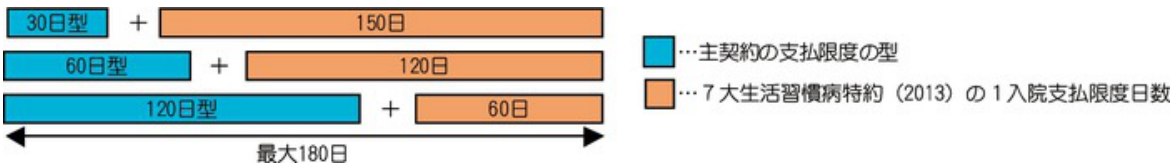
付加できる特約・特則	お支払いする給付金等	支払事由等
先進医療特約（2013）	先進医療給付金（※1） [支払限度]通算：2,000万円	特約の責任開始期（または復活日）以後に発生した病気やケガのため先進医療による療養を受けられたとき
7大生活習慣病特約（2013）	7大生活習慣病入院給付金（※2） [通算支払限度]1,095日	特約の責任開始期（または復活日）以後に発病した7大生活習慣病の治療を目的とした入院をされ、その入院日数が、主約款に規定する1回の入院の支払限度をこえる入院であるとき
放射線治療特約（2013）	放射線治療給付金 (60日に1回の支払を限度とします)	特約の責任開始期（または復活日）以後に発生した病気やケガのため放射線治療（※3）を受けられたとき
保険料払込免除特約	以後の保険料の払込免除	3大疾病により所定の状態に該当されたとき（※4） 所定の身体障害状態に該当されたとき（※5） 所定の要介護状態に該当されたとき（※6）
指定代理請求人特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等を代理請求できます。	
無事故給付金特則	無事故給付金	特則の5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金のいずれもお支払いしなかったとき

※1 先進医療給付金額は、被保険者が受けられた先進医療による療養に係わる技術料と同額とします。

※2 7大生活習慣病特約（2013）の給付金のお支払いについて

主契約の入院給付金日額 × (入院日数 - 主契約の入院支払限度日数)

ただし、入院につき、主契約の支払日数とこの特約の支払日数を合算して180日を限度とします。



※ 3 次のいずれかに該当する放射線治療をいいます。

- (1) 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(血液照射は除きます)
- (2) 放射線治療特約条項(2013)別表7に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

※ 4 主契約の保険料払込期間中に次のいずれかの事由に該当したときは、以後の保険料払込を免除します。

悪性新生物(がん)	この特約の責任開始期前を含めて初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき。ただし、「上皮内がん」、「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」および「責任開始日から起算して90日以内に罹患したと医師により診断確定された乳房の悪性新生物」は対象外。
急性心筋梗塞	責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
脳卒中	責任開始期以後に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

※ 5 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の身体障害の状態に該当されたとき

※ 6 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当され、その状態が、該当された日から起算して継続して180日以上あることを医師によって診断確定されたとき

4. 契約者配当金について

・この保険には配当金はありません。

5. 解約返戻金について

- 解約について
- ・保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。
- 解約返戻金について

	解約返戻金
全期払	・保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	・保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後の解約：入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。 (保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

6. その他

- 自動更新について(契約条件によってはお取扱いできないこともあります。)

・下記の保険種類については、保険期間満了日の2か月前までに、ご契約者から継続しない旨のお申出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。

- ・更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率で計算（通常、更新前より高くなります）し、約款も更新時のものが適用されます。
- ・保険期間は原則として更新前の保険期間と同一となります（当社取扱期間を限度とします）。

主 契 約	無解約返戻金型医療保険（2013）〔有期タイプ〕
特約・特則	先進医療特約（2013）、7大生活習慣病特約（2013）、放射線治療特約（2013）、無事故給付金特則（※）

※無事故給付金特則は、保険料払込免除となった場合には自動更新のお取扱いをいたしません。

● その他の取扱いについて

「保険料の振替貸付」「契約者貸付」「延長定期保険への変更」「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

■ご契約に際しては、「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」も併せてご覧ください。特に、主契約および特約に関する給付金をお支払いできない場合（免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等）については、必ずご確認ください。

■（社）生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。

詳細は「重要事項説明書（注意喚起情報）」の『13. ご相談・ご照会・苦情の受付先』をご確認ください。

■ご相談・ご照会・苦情等の受付先

ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては当社の総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先	A I G富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901	受付時間：月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
	ホームページ http://www.aig-fuji-life.co.jp/

<引受保険会社> A I G富士生命保険株式会社 本社：東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町M Tビル

登録番号：FL109D1310 登録年月日：2013年10月11日

重要事項説明書（注意喚起情報）

- 「重要事項説明書（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「重要事項説明書（注意喚起情報）」のほか、保険商品の内容をご理解いただくための情報は「重要事項説明書（契約概要）」、支払事由およびご契約についての重要事項は「ご契約のしおり・約款」に詳しく記載しておりますので、併せてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ 申込者またはご契約者は、ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度について記載された書面をお受けいただいた日のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ◆ この場合、お申込みいただいた金額を全額返還いたします。ただし、当社が指定する医師の診査が終了した時や、法人をご契約とする保険契約である場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

2. 健康状態・職業などの告知義務

（1）告知義務について

- ・生命保険は、多数の方々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
- ・ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

（2）告知受領権について

- ・告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

（3）傷病歴等がある方への引受対応について

- ・当社は、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約の引受けをお断りすることもあります。また、「保険料の割増」「給付金の削減」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

- ・当社は、傷病歴のある方への引受範囲を拡大した商品として「ゴールドメディ・ワイド（引受基準緩和型終身医療保険（10）」を販売しています。

(4)告知が事実と相違する場合

- ◆ 告知していただくことがらは、告知書に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
 - ・ 責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。
 - ・ ご契約や特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
 - ・ 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社にご契約や特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社にご契約や特約を解除することができます。
 - ・ 「給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
 - ・ ご契約や特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆ 上記のご契約や特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約や特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - ・ 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - ・ この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日または復活日から2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

- (1) 「責任開始期に関する特約」を付加されない場合
この契約の「第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。）を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、「第1回保険料を当社が受け取った時」となります。
- (2) 「責任開始期に関する特約」を付加された場合
この契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

4. 契約確認・保険金給付金確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- ◆ 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。また、保険料払込免除をいたしません。

5. 給付金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ◆ 支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆ お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の募集人、最寄りの支店または総合サービスセンターにご連絡ください。
- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆ 給付金等の支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◆ 給付金等の代理請求について

- ・ 給付金等の受取人である被保険者が、給付金を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができます。
- ・ ご契約者から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

6. 給付金をお支払いできない場合等

給付金をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

(1) 免責事由に該当した場合

- ・ 例：保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき、被保険者の犯罪行為によるとき 等

(2) 給付金のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合

- ・ 給付金のお支払い（保険料のお払込みの免除を含みます。）は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、支払事由に該当しません。
- ・ ただし、責任開始日から2年を経過した場合は、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因として支払事由に該当した場合でもお支払いするケースがあります。

(3) 告知義務違反による解除の場合

- ・ ご加入（復活）に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しただけなかったり、事実と異なることを告知しただいたために、告知義務違反によりご契約（特約）が解除されたとき

(4) 重大事由による解除の場合

- ・ 給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約や特約が解除されたとき

(5) ご契約が失効した場合

- ・ 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由が生じたとき

(6) 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

(7) 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

7. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。保険料払込期月内にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- ◆ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります（失効）。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加された場合の第1回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までとなります。払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は責任開始日に遡って無効となります（保障がなくなります）。

8. 効力を失ったご契約の復活

- ◆ 保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合（失効）でも、失効日から1年以内であればご契約の復活をお申込みいただけます。
- ◆ この場合、改めて告知または診査をしていただきますので、健康状態などによっては復活ができないこともあります。また、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

9. 解約と解約返戻金

- ◆ 保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。
- ◆ 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額を基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
 - ・ 解約返戻金の額は、保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。
- 全期払の場合
 - ・ 保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 短期払の場合
 - ・ 保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。
 - ・ 保険料払込期間満了後の解約：入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。
(保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

10. 給付金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

○お問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～12時、13時～17時

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

11. 現在のご契約を解約・減額等して新たにご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たにご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 現在のご契約についての留意事項

- ・ 多くの場合、解約返戻金は保険料払込合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約した場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・ 現在のご契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- ・ 現在のご契約を解約・減額等された場合、新たにご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻せません）。

(2) 新たにご契約についての留意事項

- ・ 新たにご契約の保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・ 一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や特別な条件をつけてお引受けする場合があります。
- ・ 新たにご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・ 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- ・ 新たにご契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、給付金等のお支払いができません。

- ・新たにお申込みの保険料払込免除特約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物と診断確定されても、主契約および特約の保険料の払込を免除しません。

12. 法令等の改正に伴う普通保険約款の変更

- ◆ 当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの普通保険約款に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の支払事由を変更することがあります。
- ◆ この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ◆ （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆ 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては、当社の総合サービスセンターへご連絡ください。
 - A I G富士生命総合サービスセンター：TEL 0120-211-901
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。） 9時～17時

登録番号：FL110D1310 登録年月日：2013年10月11日